

1 まちづくりの前提条件

1 まちづくりの前提条件

1-1 坂東市の概況

(1) 位置

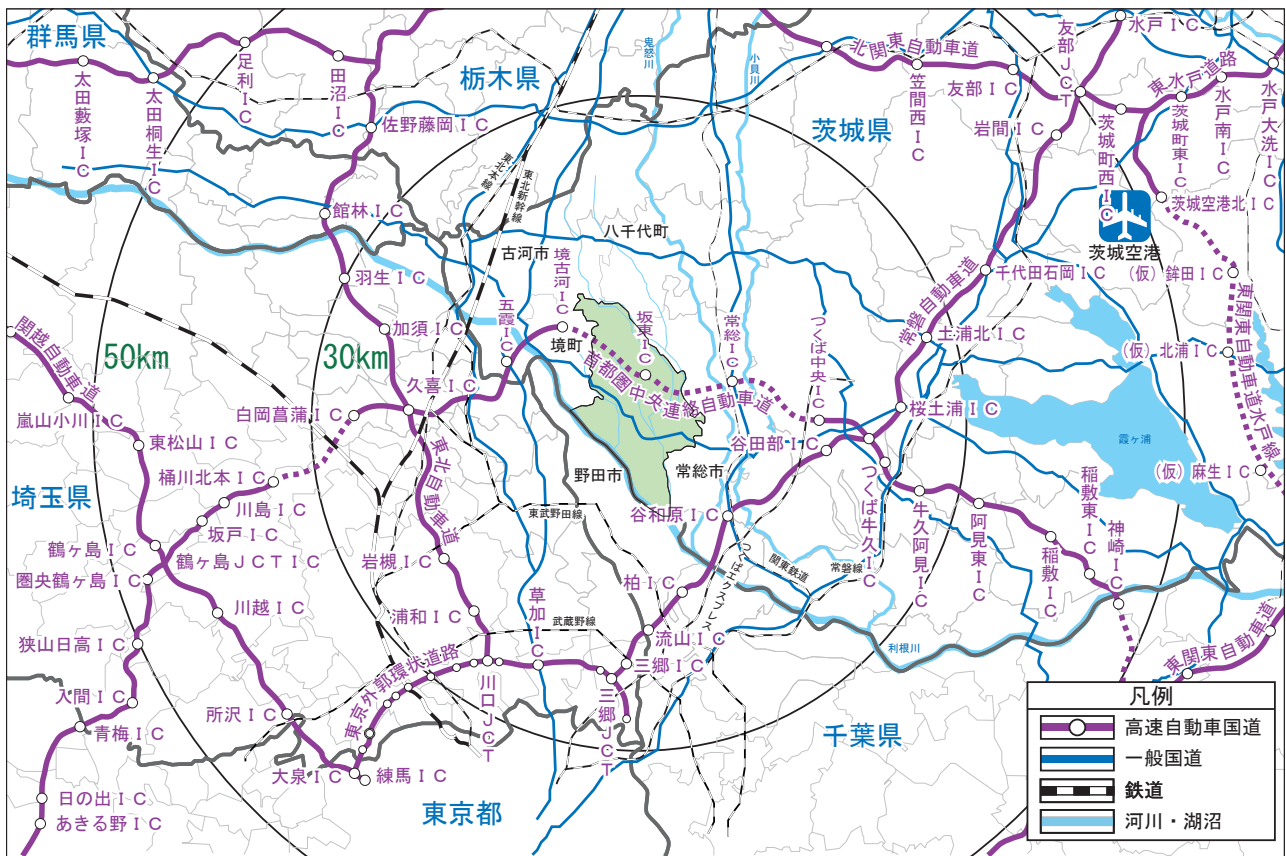
本市は、茨城県の南西部、東京から約40km、水戸から約70kmの距離に位置し、隣接する市町は、東に常総市、北に古河市、八千代町、西に境町、南に利根川を挟んで千葉県野田市となっています。

市の区域としては、東西約12km、南北約20km、総面積は123.18km²で、県土の約2%を占めています。

千葉県・埼玉県方面への茨城県の玄関口に位置し、市域のすべてが首都圏近郊整備地帯に指定され、先端技術の集積するつくば市にも近接するなど、地理的優位性を持っています。

首都圏中央連絡自動車道や国道354号岩井バイパスの整備などにより、広域交通体系が整いつつあります。そして、周辺のつくば市、野田市への通勤・通学などで関わりが強いほか、つくばエクスプレス守谷駅の利用が多い状況にあります。

坂東市の位置



(2) 地勢

本市は、坂東太郎との異名を持つ利根川の流域にあって、豊かな自然環境に恵まれています。市内には、飯沼川、西仁連川などの河川が流れ、その周辺には広大な水田が広がっています。

利根川に沿って広がる平坦な猿島台地には畑地と平地林が広がり、市南部には、首都圏では貴重な野鳥や昆虫、多様な生態系を育む菅生沼があります。

春は逆井城跡公園や八坂公園の桜、夏は平地林の色濃い緑、秋には飯沼川沿いの稲穂の実り、冬には菅生沼に飛来するコハクチョウなど、四季折々の自然豊かな景観も見ることができます。

気候は、太平洋型で、年平均気温は14.6度、年間降水量は1,058mmと比較的温暖な地域となっています。

(3) 沿革

①旧岩井市

昭和30年3月1日に1町7村（岩井町、弓馬田村、飯島村、神大実村、七郷村、中川村、長須村、七重村）が合併して、「岩井町」となりました。その後、昭和33年の芽吹大橋の開通を契機とした工場誘致などの影響を受け、経済・社会・文化等がめざましく発展するなかで、諸機能の集積も進み、昭和41年には首都圏近郊整備地帯の指定を受け、昭和47年4月1日には県下18番目の市制を施行しました。

②旧猿島町

昭和30年2月1日に生子菅村と逆井山村が合併し、富里村となりました。その後、昭和31年4月1日に沓掛町と富里村が合併し、富里町が誕生、同日「猿島町」に名称変更しました。さらに、翌32年には石下町の孫兵衛新田、左平太新田、栗山新田の一部を編入しました。

③坂東市

平成14年5月に古河市、岩井市並びに猿島郡5町（総和町、五霞町、三和町、猿島町、境町）の市町長、議会議長等で構成する「猿島地域市町合併懇話会」が設置されたことで合併の協議が開始されました。

その後、平成14年8月から9月にかけて、岩井市、猿島町、境町の各議会において合併推進に関する特別委員会が設置され、合併に関する協議・検討が進んできました。

平成16年に境町が離脱し、岩井市と猿島町による1市1町の協議が進められました。

そして、平成17年3月22日、合併特例法に基づき岩井市と猿島町が合併して「坂東市」が誕生し、現在に至っています。



利根川上空からの風景

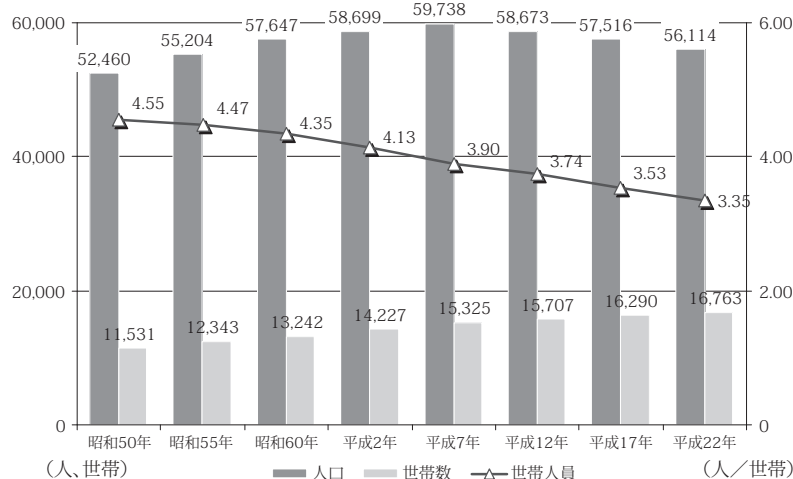
1-2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

本市の平成22年時点での人口は56,114人、世帯数は16,763世帯、一世帯あたり人員数は3.35人となっています。人口は、昭和50年から平成7年まで増加傾向にありましたが、平成7年に59,738人となった以降は微減傾向に転じています。

また、世帯数は、毎年増加傾向にあります。一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。茨城県平均の一世帯あたりの人員数（平成22年）が2.68人なのに対して、本市は3.35人であることから、茨城県平均より多い人数となっています。しかし、世帯数は増加しているものの、人口全体としては減少傾向に転じており、少子高齢化の進行に伴って、今後も人口減少が続くものと想定されます。

人口・世帯数・世帯人員の推移

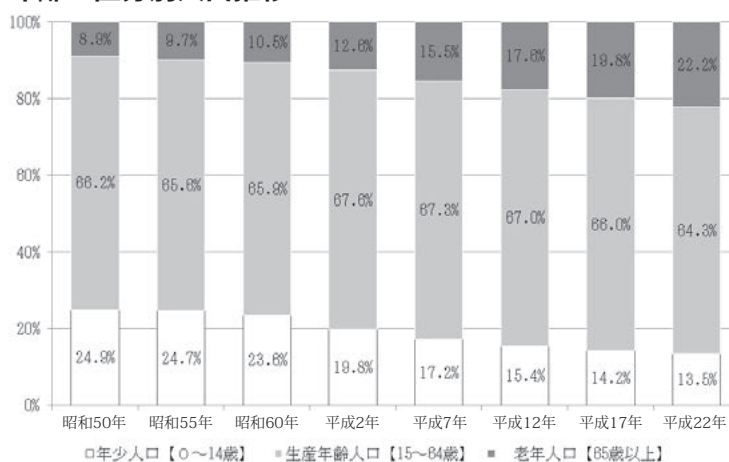


資料：国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

本市の年少人口は、人口全体に占める割合として、昭和50年に24.9%となった以降は減少傾向にあります。生産年齢人口は、多少の微増減はあるものの、昭和50年から平成22年までほぼ同じ割合を維持しています。老年人口は、昭和50年の8.9%から平成22年に22.2%となり、約2.5倍に増加しており、全体として少子高齢化が進行しているといえます。また、平成22年の茨城県平均は、年少人口が約13.5%、生産年齢人口が約64.0%、老年人口が約22.5%であり、本市の構成は、県平均と同様の傾向を示しています。

年齢3区分別人口推移



資料：国勢調査

(※年齢不詳があるため、年齢区分別人口の計は、総人口と一致しない場合がある)

(3) 人口動態

本市の人口動態について平成元年以降の自然動態では、平成2年に210人の増加となりましたが、平成15年以降は継続して出生数が死亡数を下回りマイナス値に転じています。また、社会動態では、平成3年に315人の増加となっていました。平成13年以降は継続的に転入数が転出数を下回る転出超過となっています。

本市全体の人口動態として自然動態と社会動態を合わせてみると、平成3年に464人の増加となっていました。平成13年以降は継続的にマイナス値で推移しており、少子化による自然動態の減少と転出超過による社会動態の減少が重なり、本市全体の人口減少につながっているといえます。

人口動態の推移

年次	自然動態			社会動態			総動態 (増減総数)
		出生	死亡		転入者数	転出者数	
平成元年	186	602	416	44	1,644	1,600	230
平成2年	210	606	396	6	1,649	1,643	216
平成3年	149	589	440	315	1,961	1,646	464
平成4年	160	598	438	103	1,874	1,771	263
平成5年	136	602	466	-42	1,738	1,780	94
平成6年	169	640	471	29	1,878	1,849	198
平成7年	53	529	476	2	1,847	1,845	55
平成8年	75	559	484	-195	1,837	2,032	-120
平成9年	35	571	536	154	2,057	1,903	189
平成10年	25	571	546	34	2,019	1,985	59
平成11年	-10	545	555	-265	1,807	2,072	-275
平成12年	35	551	516	83	2,079	1,996	118
平成13年	19	560	541	-270	2,034	2,304	-251
平成14年	29	540	511	-378	1,858	2,236	-349
平成15年	-3	525	528	-58	2,047	2,105	-61
平成16年	-41	500	541	-153	1,965	2,118	-194
平成17年	-146	444	590	-71	1,854	1,925	-217
平成18年	-72	486	558	-74	1,962	2,036	-146
平成19年	-56	481	537	-148	1,866	2,014	-204
平成20年	-24	503	527	-125	1,691	1,816	-149
平成21年	-203	439	642	-317	1,592	1,909	-520
平成22年	-179	435	614	-157	1,614	1,771	-336
平成23年	-174	431	605	-259	1,585	1,844	-433
平成24年	-177	431	608	62	1,803	1,741	-115
平成25年	-172	420	592	-205	1,493	1,698	-377

資料：茨城県常住人口調査

1-3 産業

(1) 産業構造（就業構造）

本市の就業者の動向は、昭和60年の29,857人から平成12年の31,876人まで増加傾向にありましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。

第1次産業の就業者数は、昭和60年に7,722人となった以降は平成22年の3,077人と半数以下となり、本市での第1次産業の就業者は大幅に減少したといえます。

第2次産業の就業者数は、平成7年に13,953人となった以降は平成22年の10,544人まで減少傾向にあります。就業者に占める割合としては、40%前後を推移しています。

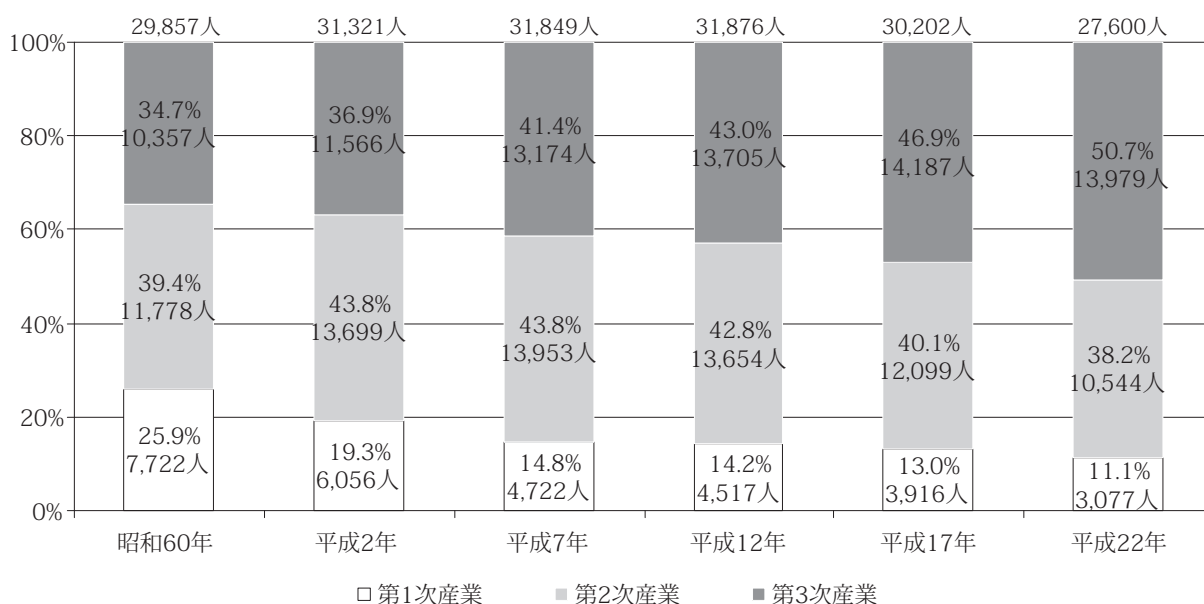
第3次産業の就業者数は、昭和60年の10,357人から平成22年の13,979人まで増加傾向にあります。就業者に占める割合を昭和60年と平成22年について比較すると、約1.5倍になっており、本市の就業者は第3次産業に就業する割合が高くなっています。

一方、平成22年の茨城県平均は、第1次産業が約6.2%、第2次産業が約25.6%、第3次産業が約64.1%であり、本市の産業別人口は、第1次、第2次産業は県平均より高く、第3次産業は県平均より低い構成となっています。

1

まちづくりの前提条件

産業構造の推移



資料：国勢調査

※分類不能の産業を除く

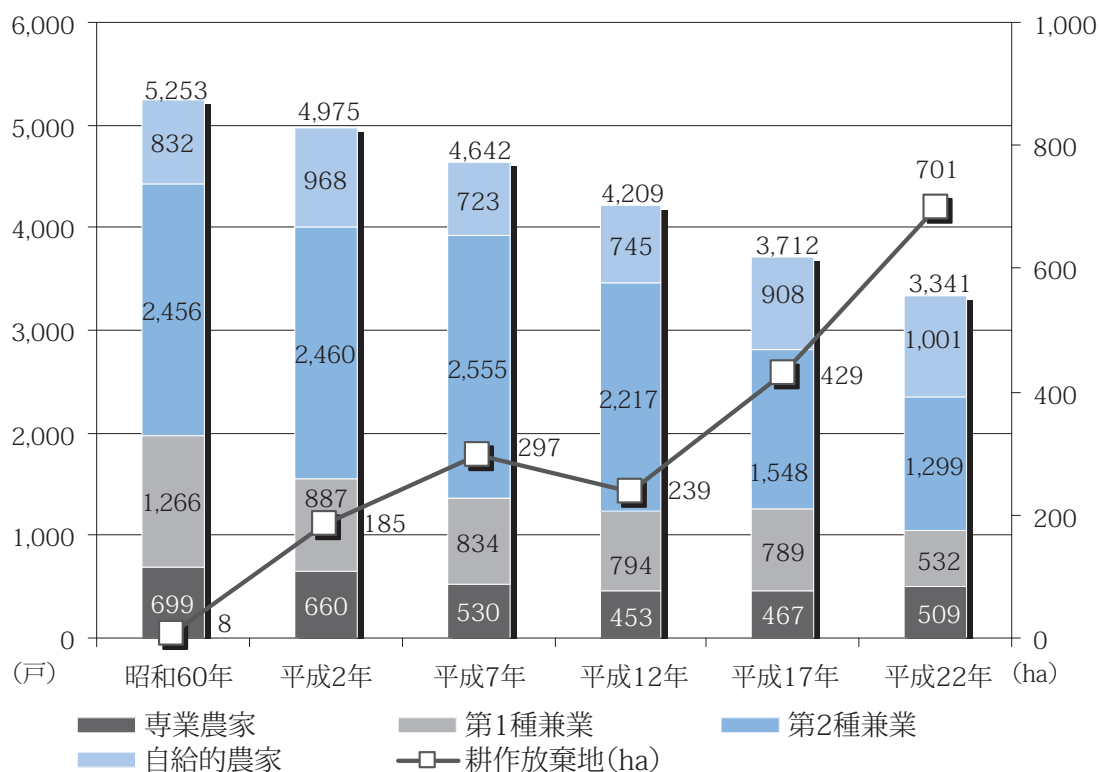
(2) 農業

本市の農家数は、昭和60年に5,253戸となった以降は平成22年の3,341戸まで減少傾向にあります。

農家数を専兼別にみると、昭和60年に農業所得のみの専業農家が699戸、農業所得が主な第1種兼業農家が1,266戸、農業以外の所得が主な第2種兼業農家が2,456戸となった以降は減少傾向にあり、平成22年では、専業農家509戸、第1種兼業農家532戸、第2種兼業農家1,299戸となっています。

本市の耕作放棄地は、昭和60年では8haでしたが、それ以降増加傾向となり、平成22年では701haと、昭和60年の約87倍となっています。農家数が減少傾向であることなどが要因で、耕作放棄地が増加していると考えられます。

農家数と耕作放棄地の推移



資料：茨城県農林水産統計年報

(3) 工業

本市の工業従業者の推移は、従業者数が平成3年に7,954人となった以降は増減がありますが、おおむね減少傾向にあります。また、事業所数も平成3年に324所となった以降は同様の傾向です。

本市には、「つくばハイテクパークいわい」と「沓掛工業団地」の2つの工業団地が整備されており、それぞれ製造業事業所数は9所、2所、従業員数は1,580人、35人となっています。さらに、半谷・富田地区における工業団地造成事業(73.7ha)が都市計画決定され、平成25年12月に事業認可を受け、事業に着手しており、今後、さらなる産業発展が期待されます。

工業団地の状況

	つくばハイテクパークいわい	沓掛工業団地
所在地	坂東市 幸神平	坂東市 沓掛
事業主体	茨城県	(財)茨城県開発公社
分譲期間	平成7年12月～	昭和57年4月～昭和60年8月
団地面積(ha)	85.2	14.9
企業数(件)	14	5
工場用地(ha)	62.4	10.9
分譲済面積(ha)	57.8	10.9
製造業事業所数(所)	9	2
従業員数(人)	1,580	35

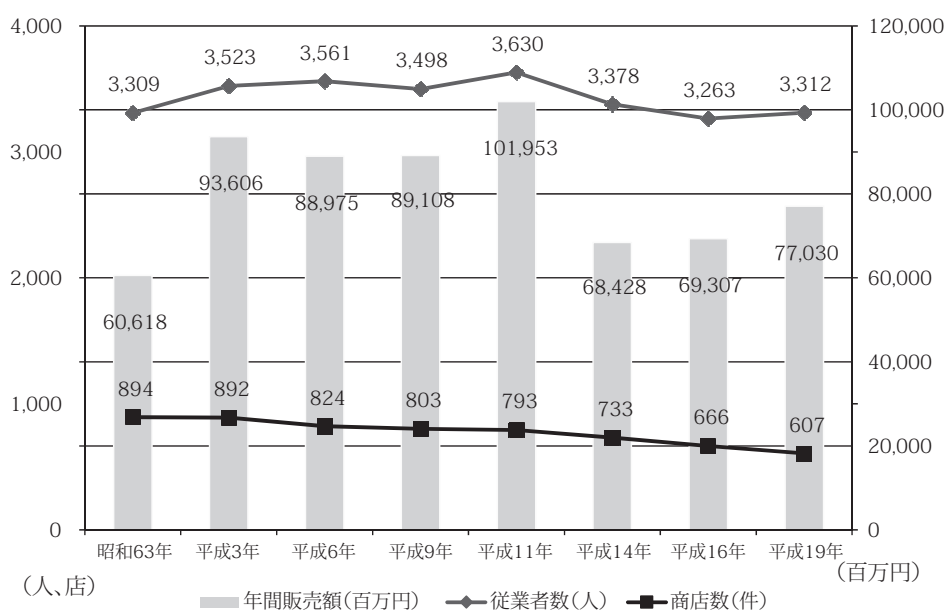
資料：経済センサス活動調査(平成24年)、特定事業推進課

(4) 商業

本市の商業について、従業者数は平成11年に3,630人で、商店数は昭和63年に894店となった以降は減少傾向にあります。

年間販売額は、昭和63年から平成11年まで増減はあるものの増加傾向にありましたが、平成14年に平成11年の約2/3となった後、平成19年まで増加傾向となっています。

従業者数・商店数・年間販売額の推移



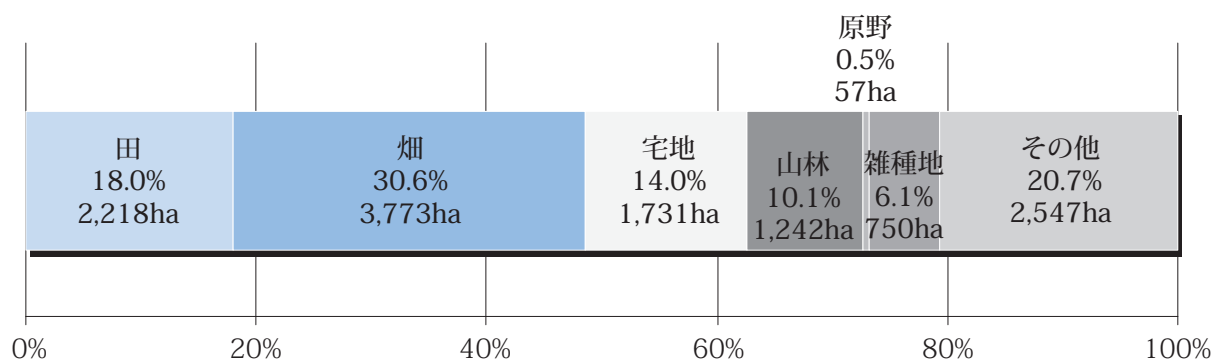
資料：商業統計調査

1-4 土地利用

(1) 土地利用の状況

平成26年における本市の土地利用は、総面積12,318haのうち、田が約18%、畑が約31%、宅地が約14%、山林、原野、雑種地を合わせて約17%、その他が約20%という構成になっています。また、農地や山林の減少に伴い、宅地は微増減はありますが、平成26年までおおむね増加傾向にあります。

土地利用状況（平成26年）



資料：固定資産概要調書



猿島地域の風景

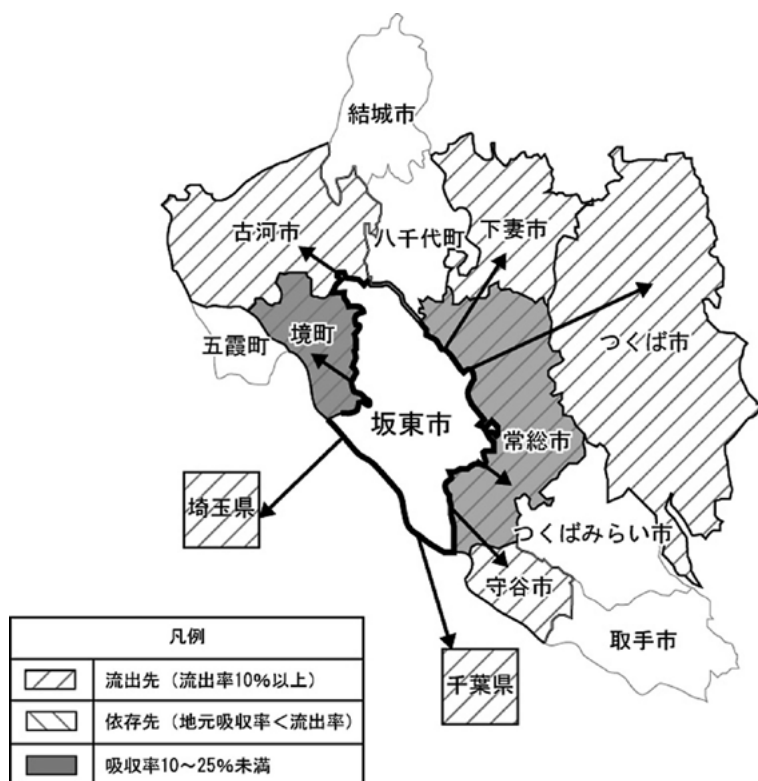
1-5 生活行動

(1) 買い物の場所

本市内で買い物をする人の割合（以下、「吸収率」という。）は、約93%となっており、そのうち市内からの吸収率は約61%となっています。

他市町からの吸収率では、隣接する境町や常総市からの吸収率が高いことが分かります。食料品・日用品が約40%でトップ、リビング品は約3%の吸収率であり、他市町が本市を主な依存先としていないといえます。

また、市民の流出先は、近隣都市の守谷市やつくば市、隣接する千葉県など、大規模商業店舗が立地する地域に多く流出しています。



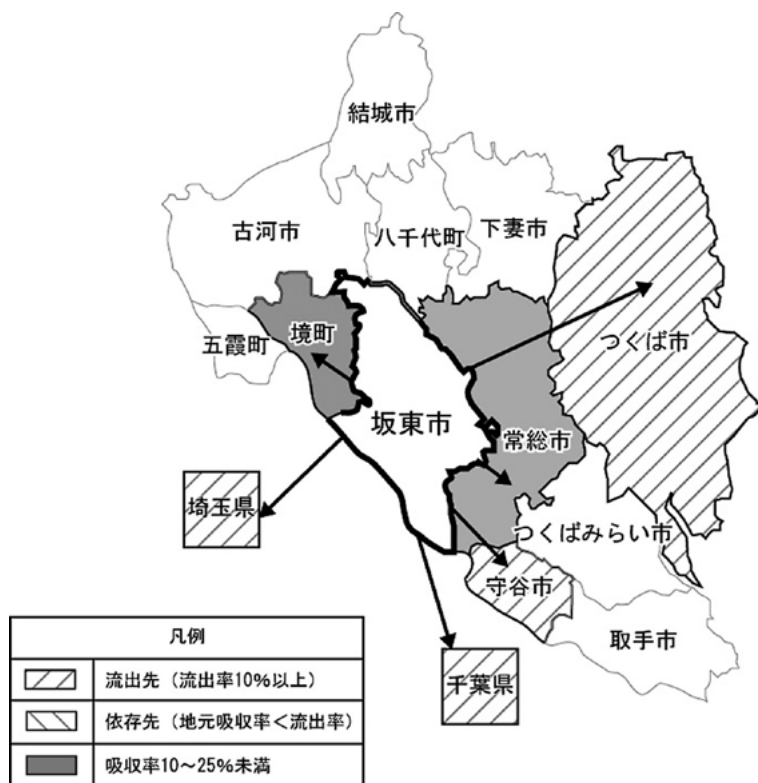
資料：茨城県生活行動圏調査（財）常陽地域研究センター（平成25年）

(2) 余暇活動の場所

本市内で余暇活動を行う人の割合（以下、「余暇圏吸収率」という。）は、約118%で、特にスポーツが約181%と非常に高い比率となっています。次に家族連れの外食が多く約126%と続きます。市民の動向としては、アウトドアライフ以外の項目で、約7割の市民が市内で余暇を楽しんでいることが分かります。

他市町からの余暇圏吸収率は、買い物の場所と同様に隣接する境町や常総市との関係が深くなっていますが、30%以下となっており、他市町が本市を主の流出・依存先としていないといえます。

流出先は、買い物の場所と同様に近隣都市である守谷市やつくば市、隣接県である千葉県や東京都などに多く流出しています。



資料：茨城県生活行動圏調査（財）常陽地域研究センター（平成25年）

1-6 都市計画及び都市整備状況

(1) 都市計画区域及び土地利用の状況

本市は、五霞町、境町と共に岩井・境都市計画区域に属しており、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を行っています。都市計画区域は、行政区域の全域で12,318.0ha、市街化区域面積753.4ha、市街化調整区域は11,564.6haとなっています。都市計画区域では、自然的土地利用8,718.9ha、都市的土地利用3,599.1haとなっています。

また、市街化区域内の都市的未利用地は、154.7haであり、新たに市街化区域になった半谷・富田地区に都市的未利用地はないと仮定した場合、市街化区域に占める割合は、20.5%となっています。

(2) 地域地区

①用途地域

本市の住居系用途地域は、第一種低層住居専用地域169.8ha、第一種中高層住居専用地域81.7ha、第一種住居地域101.5ha、第二種住居地域78.7haとなっており、合計で431.7ha、市街化区域に占める割合は、57.3%です。商業系用途地域は、近隣商業地域15.8ha、商業地域12.0haとなっており、合計で27.8ha、市街化区域に占める割合は、3.7%です。工業系用途地域は、準工業地域が14.0ha、工業地域が112.2ha、工業専用地域167.7haとなっており、合計で293.9ha、市街化区域に占める割合は、39.0%です。住・商・工の構成で見ると、住居系が57.3%、商業系が3.7%、工業系が39.0%となっています。

用途地域

区分	面積 (ha)	建ぺい率	容積率
都市計画区域	12,318.0	—	—
市街化区域	753.4	—	—
第一種低層住居専用地域	169.8	40%	80%
第一種中高層住居専用地域	81.7	60%	200%
第一種住居地域	101.5	60%	200%
第二種住居地域	78.7	60%	200%
住居系小計 市街化区域に占める割合	431.7 57.3%	—	—
近隣商業地域	15.8	80%	200%
商業地域	12.0	80%	400%
商業系小計 市街化区域に占める割合	27.8 3.7%	—	—
準工業地域	14.0	60%	200%
工業地域	112.2	60%	200%
工業専用地域	167.7	60%	200%
工業系小計 市街化区域に占める割合	293.9 39.0%	—	—
市街化調整区域	11,564.6	60%	200%

資料：都市整備課資料を基本に半谷・富田地区における変更を追加（平成25年10月時点）

②準防火地域

商業地域全域に準防火地域が指定されています。

準防火地域

地区名	面積 (ha)	計画決定告示日 (年月日)
本町・仲町・新町地区	12.0	H4. 2.13

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

③生産緑地地区

生産緑地地区が、55地区、12.9ha指定されています。

生産緑地地区

地区数	面積 (ha)	当初決定年月日	最終変更年月日
55	12.9	H4.10.22	H26. 6. 6

資料：都市整備課

(3) 地区計画

本市における地区計画は、4地区指定されています。

地区計画の状況

地区名	面積 (ha)	地区の概要	地区整備計画等の内容		建築 条例 の有無	決定・制定 締結年月日
			地区 施設	建築物に関する事項		
新道地区	3.9	近隣商業地域	-	用途、意匠	無	H11. 8.12
本町・仲町・ 新町地区	12.0	商業地域	道路、 ポケット パーク、 駐車場	用途、外壁の位置、意匠	無	H 4. 2.13
辺田地区	39.5	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種住居地域	道路	用途、敷地面積の最低限度	無	H22. 4. 8
馬立・幸田 地区	66.7	市街化調整区域内における 既存工場等立地・集積地	道路	用途、容積率・建ぺい率の 最高限度、敷地面積の最低 限度、外壁の位置、高さの 最高限度、緑地の保全	無	H25.12.16

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に馬立・幸田地区における決定を追加
（平成25年12月時点）

(4) 区域指定

本市における区域指定は、11号区域が7地区、12号区域が20地区指定されています。

11号区域とは、市街化区域に隣接又は近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって概ね50以上の建築物が連たんしている地域のうち坂東市条例で指定する区域で、12号区域とは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、政令で定める基準に従い、坂東市条例で指定する区域です。

区域指定の状況

区分	地区数	面積 (ha)	当初指定年月日
区域指定 11 号区域	7	200.3	H16. 6.17
区域指定 12 号区域	20	675.9	H16. 6.17

(5) 農業振興地域及び農用地

本市の基幹産業である農業を振興するために、行政区域 12,318 ha のうち市街化区域 7,533 ha、工業・文化・レクリエーション区域など 1,903 ha、ゴルフ場 2,072 ha を除く 11,168 ha に農業振興地域が指定されており、行政区域の 90.7% を占めています。

そのうち、農用地区域は、3,951 ha で、農業振興地域面積の 35.4%、農用地区域以外は約 7,217 ha で、農業振興地域面積の 64.6% となっています。

農業振興地域の状況

区分			面積 (ha)	行政区域に対する 構成比	農業振興地域 面積内訳の構成比
行政区域			12,318	100.0%	—
農業振興地域面積			11,168	90.7%	100.0%
農用地区域	田		2,064	—	35.4%
	畑		1,881		
	樹園地		0		
	その他		6		
	小計		3,951		
農用地区域以外			7,217	—	64.6%

資料：農政課（平成 26 年 4 月 1 日時点）

(6) その他の土地利用規制

本市のその他の土地利用規制としては、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域、河川保全区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が指定されています。

また、菅生沼周辺の良好な自然環境を保全するため、「坂東市菅生沼自然景観保全条例」に基づく区域が指定されています。

土地利用規制

区分	名称等	面積 (ha)	うち市街化区域 (ha)	当初指定 年月日
近郊緑地保全区域	利根川・菅生沼	749.0	0.0	S48. 6.20
自然環境保全地域	菅生沼	163.9	0.0	S50.12.23
緑地環境保全地域	中矢作	0.93	0.0	S49. 3.30
	逆井城跡	2.58	0.0	S63. 5.23
河川保全区域	利根川水系	26.6	0.0	S38. 4
土砂災害特別警戒区域	神大実、七郷、中川、 七重地区の一部	—	0.0	H23. 4. 7
土砂災害警戒区域	神大実、七郷、中川、 岩井、七重地区の一部	—	0.0	H23. 4. 7
坂東市菅生沼 自然景観保全条例	菅生沼周辺	119.2	0.0	H27. 1. 1
鳥獣保護区特別地区 (鳥獣保護区特別保護区域)	菅生沼	177	0.0	H26.11. 1

資料：都市計画基礎調査（平成 23 年度）を基本に修正

(7) 道路・交通

①都市計画道路の状況

本市の都市計画道路は、16路線（延長49,200m）が都市計画決定されています。

整備状況としては、3路線が完成しており、他の13路線は未整備または未完成となっています。

都市計画道路の状況

番号	名称	位置	事業主体	幅員 (m)	延長 (m)		
					計画 総延長	改良済 (完成)	改良済 (暫定)
1・3・2	首都圏中央連絡自動車道線	菅谷～勘助新田	国土交通省	25.0	10,160	0	0
3・4・4	辺田・上出島線	辺田～上出島	坂東市	16.0	5,320	3,670	0
3・4・5	辺田本町線	辺田～岩井	茨城県	16.0	3,060	1,070	0
3・4・6	長谷八幡線	長谷～岩井	坂東市	16.0	2,150	2,150	0
3・5・7	篠山藤田線	岩井	茨城県	12.0	1,540	0	0
3・4・8	長谷・藤田線	長谷～岩井	坂東市	16.0	1,500	1,060	0
3・5・9	遠神追分線	沓掛	茨城県・坂東市	14.0	1,220	1,030	0
3・4・10	沓掛橋・岩井線	沓掛～岩井	茨城県・坂東市	16.0	6,810	2,510	780
3・4・22	辺田長谷線	辺田～長谷	坂東市	16.0	880	880	0
3・3・23	大口・上出島線	大口～上出島	茨城県・坂東市	25.0	9,450	5,380	1,860
3・4・24	猫実・大口線	猫実～大口	茨城県	16.0	600	600	0
3・4・25	三本松・中西線	辺田	坂東市	17.0	640	0	0
3・5・25	岩井・勘助新田線	岩井～勘助新田	坂東市	12.0	3,530	3,120	0
3・4・26	辺田・城合線	辺田	坂東市	17.0	970	0	0
3・3・27	生子・山崎線	生子	茨城県	25.0	450	0	0
3・4・28	三番縄・赤木下線	沓掛	坂東市	16.0	880	0	0
計					49,200	20,630	8,750

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に半谷・富田地区関連の変更などを追加
（平成26年時点）



新しい道路の整備（国道354号岩井バイパス）

②一般道路の状況

本市には、国道 1 路線、主要地方道 3 路線、一般県道 10 路線があります。

また、緊急輸送道路の指定を受けている路線は、主要地方道 3 路線、一般県道で 3 路線となっています。

道路現況

種別	路線名	道路実延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率	改良済延長 (m)	改良率	緊急輸送 道路の指定
国道	354 号	19,353	19,353	100.0%	19,353	100.0%	
	合計	19,353	19,353	100.0%	19,353	100.0%	
主要 地方 道	つくば野田線	3,275	3,275	100.0%	3,275	100.0%	○
	結城坂東線	11,640	11,640	100.0%	11,640	100.0%	○
	土浦境線	8,088	8,088	100.0%	4,995	61.8%	○
	合計	23,003	23,003	100.0%	19,910	86.6%	
一般 県道	土浦坂東線	5,614	5,614	100.0%	5,243	93.4%	
	中里坂東線	12,433	12,433	100.0%	9,953	80.1%	
	猿島常総線	15,137	15,137	100.0%	8,392	55.4%	○
	高崎坂東線	8,608	8,608	100.0%	3,757	43.6%	
	若境線	3,407	3,407	100.0%	1,316	38.6%	○
	岩井野田線	5,238	5,238	100.0%	4,678	89.3%	
	岩井関宿野田線	2,584	2,584	100.0%	2,584	100.0%	
	伏木坂東線	5,095	5,095	100.0%	4,419	86.7%	
	坂東菅生線	1,738	1,738	100.0%	1,738	100.0%	○
	小山菅生小絹 停車場線	2,573	2,573	100.0%	2,520	97.9%	
	合計	62,427	62,427	100.0%	44,600	71.4%	

資料：都市計画基礎調査（平成 23 年度）を基本に茨城県境工事事務所資料による変更を追加



周辺都市と連絡する幹線道路の整備（下総利根大橋）

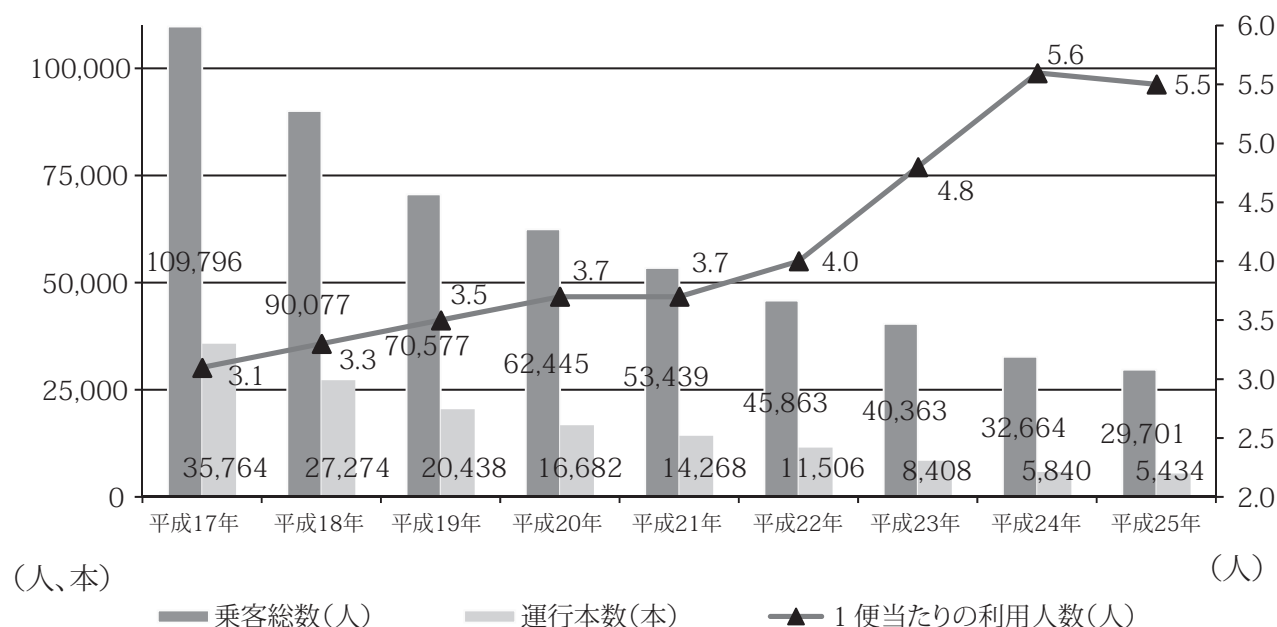
③公共交通機関

本市の公共交通機関には、主要な鉄道駅発着の路線バス（水海道駅、野田市駅、守谷駅）、主に猿島地域と岩井中心市街地、境町とを結ぶ巡回バス（岩井・境ルート、平日のみ運行）、東京駅発着の高速バス、その他、市が運行するコミュニティバス「坂東号」、デマンドタクシー「らくらく」があります。

コミュニティバス「坂東号」は、現在6ルートで運行しています。デマンドタクシー「らくらく」は、前日予約制で運行地域は市内全域となっています。運行日は、月曜日から土曜日で、1日8便運行しています。

鉄道駅がない本市において、唯一、東京へ直接アクセスできる高速バスは、平成15年度には年間乗降客数13万人を越えていましたが、つくばエクスプレスが開通した平成17年以降、利用者が減少しています。利用者の減少にあわせて運行本数も減便され、現在は7便の運行となっています。

高速バスの乗客総数・運行本数・一便当たりの利用人数推移



資料：関東鉄道（株）



東京～坂東間を連絡する高速バス

(8) 公園・緑地等

本市には、八坂公園と中央児童公園が都市計画決定されています。また、その他の公園11箇所、スポーツ施設が11箇所あります。また施設緑地408.3ha、地域制緑地6,174.7haとなっており、市民1人当たりの緑地面積は、1,173.1㎡となっています。そのほか、逆井農村いこいの広場(9,919㎡)や天神山農村いこいの広場(7,400㎡)などもあります。

公園の都市計画決定状況

番号及び施設名	種類	面積
5・5・001 八坂公園	総合公園	10.2ha
2・2・001 中央児童公園	街区公園	0.64ha

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

その他の公園

その他の公園
宝堀運動公園
馬立運動公園
幸神平公園
創造の池多目的広場
逆井城跡公園
生子運動公園
内野山運動公園
前山公園
八坂水生公園
しど谷津公園
ぼうけん広場

スポーツ施設

スポーツ施設
坂東市総合体育館
坂東市猿島体育館
坂東市猿島武道館
坂東市岩井球場
坂東市猿島球場
坂東市緑のスポーツ広場
坂東市岩井テニスコート
坂東市生子テニスコート
坂東市逆井山テニスコート
沓掛球場
八坂公園プール

資料：生涯学習課

緑地

区分		市街化区域		都市計画区域		一人当たりの 緑地面積(㎡)
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
施設緑地						72.8
基幹公園						
	街区公園	1	0.6	1	0.6	
	総合公園	—	—	1	10.2	
公共施設緑地		10	26.0	47	76.5	
民間施設緑地		5	2.0	115	321.0	
				小計	408.3	
地域制緑地						1,100.4
	生産緑地地区	55	12.9	55	12.9	
近郊緑地保全区域		—	—	1	749.0	
自然環境保全地域		—	—	1	163.9	
河川保全区域		—	—	1	26.6	
農振農用地		—	—	1	3,950.7	
森林民有地		—	—	—	1,137.9	
条例によるもの		13	98.0	39	133.7	
				小計	6,174.7	
				合計	6,583.0	1,173.1

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正
※上記以外に「緑地環境保全地域」が2箇所（3.51ha）ある

(9) 河川・池沼

本市には利根川水系の一級河川が6本、準用河川が4本あり、常総市との境界には菅生沼があります。

一級河川の飯沼川は、地域の景観・歴史・文化等を活かし、行政や住民との連携の下で、まちと水辺の融合が図られた良好な河川空間の形成を目的とした、ふるさとの川整備事業に平成3年に認定されました。延長5.2kmの区間で、事業のテーマは、「恵みの沼の蘇生そして、学びの沼への創造」とされています。

河川・池沼の状況

区分	名称	認定総延長 (m)
1 級河川	飯沼川	32,630
	東仁連川	33,540
	横仁連川	3,500
	江川	9,500
	西仁連川	22,230
	矢作川	3,100
準用河川	上田川	2,300
	江川	700
	大鳥川	1,300
	浮田川	750

資料：道路課、茨城県境工事事務所、茨城県土木概要（平成24年）



八坂公園



逆井城跡公園



良好な自然環境が保全されている菅生沼



しど谷津公園

(10) 下水道

①公共下水道事業の状況

本市では、2つの下水道が事業決定されています。

岩井地域においては、坂東市公共下水道で、排水区域面積770ha、管渠121.63km、処理場として岩井浄化センター、面積5.8haとなっています。

猿島地域においては、利根左岸さしま流域関連坂東市公共下水道で、排水区域面積649.5ha、管渠56.45km、処理場としてさしまアクアステーション、面積6.8haとなっています。

公共下水道事業の状況

		坂東市公共下水道	利根左岸さしま流域関連 坂東市公共下水道
計画面積		770ha	649.5ha
計画人口		16,180人	10,360人
計画汚水量		8,903m ³ /日	7,552m ³ /日
管渠		121.63km (H25年度末時点)	56.45km (H25年度末時点)
普及率		33.20%	33.70%
水洗化率		76.20%	48.48%
処理場	名称	岩井浄化センター	さしまアクアステーション
	面積	5.8ha	6.8ha
	処理法	標準活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法
	放流先	大原樋管から利根川	長井戸沼中央排水路から利根川
事業着手 事業完了年月日		S54. 2. 9 H31. 3.31	H 3. 5.21 H31. 3.31

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

公共下水道の普及状況

年次	総人口 ①(人)	処理 人口 ②(人)	整備 人口 (人)	普及率 (%) ②/①	整備区域 面積 (ha)	処理区域 面積 (ha)	水洗化 人口 ③(人)	水洗化率 ③/②
平成18年	57,622	15,411	15,412	26.7%	699	696	9,872	64.1%
平成19年	57,298	15,804	15,804	27.6%	714	714	10,430	66.0%
平成20年	56,996	15,955	15,965	28.0%	731	731	10,644	66.7%
平成21年	56,610	16,697	16,697	29.5%	735	735	11,053	66.2%
平成22年	56,252	17,283	17,283	30.7%	743	743	11,593	67.1%
平成23年	55,883	18,107	18,107	32.4%	751	750	12,028	66.4%
平成24年	57,103	18,339	18,339	32.1%	756	754	12,534	68.3%
平成25年	56,695	18,895	18,895	33.3%	763	763	13,056	69.1%

資料：下水道課

②汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などの各普及率の合計）は、順次整備が進み、近年は約68%まで向上しています。

汚水処理方法の内訳としては、公共下水道が約33%と最も多く、次いで合併浄化槽、農業集落排水施設となっています。

汚水処理の普及状況

年次	行政人口 (人)	公共下水道		農業集落排水施設		合併浄化槽		汚水処理人口	
		処理人口 ①(人)	普及率 (%)	処理人口 ②(人)	普及率 (%)	処理人口 ③(人)	普及率 (%)	総合計 ①～③ (人)	総合計 ①～③ (%)
平成18年	57,622	15,411	26.7	5,896	10.2	7,733	13.4	29,040	50.4
平成19年	57,298	15,804	27.6	5,963	10.4	9,839	17.2	31,606	55.2
平成20年	56,996	15,955	28.0	5,977	10.5	7,730	13.6	29,662	52.0
平成21年	56,610	16,697	29.5	7,014	12.4	8,281	14.6	31,992	56.5
平成22年	56,252	17,283	30.7	7,082	12.6	9,097	16.2	33,462	59.5
平成23年	55,883	18,107	32.4	7,006	12.5	9,643	17.3	34,756	62.2
平成24年	57,103	18,339	32.1	6,961	12.2	12,645	22.1	37,945	66.5
平成25年	56,695	18,895	33.3	6,808	12.0	12,926	22.8	38,629	68.1

資料：茨城県 市町村別汚水処理人口普及状況

（１１）その他の供給処理施設等の都市計画決定の状況

本市では、ごみ焼却場としてさしま環境センターごみ処理施設、火葬場として岩井市営斎場（現在の名称は坂東市営斎場として運営）、その他の都市施設として岩井市地域福祉センター（現在の名称は坂東市岩井福祉センターとして運営）、岩井市総合文化ホール（現在の名称は坂東市総合文化ホールとして運営）が都市計画決定されています。

その他の供給処理施設等

区分名	施設名	面積(㎡)	決定・変更 年月日	備考
ごみ焼却場	さしま環境センター ごみ処理施設	約70,000	H17. 5.13	さしまクリーンセンター寺久
火葬場	岩井市営斎場	約11,900	S61.12.24	
その他の 社会福祉施設	岩井市地域福祉センター	約18,000	H 4. 1.16	夢積館
その他の 教育文化施設	岩井市総合文化ホール	約49,300	H 4. 1.16	ベルフォーレ

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

1-7 開発行為・市街地開発事業及び農地転用の状況

(1) 開発行為

本市では、民間の事業者により2件の大規模開発（5ha以上の開発）が行われました。事業種別の内訳は、商業・流通系が1件、工業系が1件となっています。

開発行為の状況

地区名	事業手法	事業種別	事業着手年月日	事業完了年月日	総面積	うち含まれていた農地
幸田地区	開発行為	工業系	H15. 5.23	H16.5.31	約11.9ha	8,592 m ²
荏打地区	開発行為	商業・流通系	H18. 1.26	H19.8.22	約12.8ha	39,992.9m ²

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業として、茨城県が主体となった幸神平地区において工業団地造成事業が行われ、平成8年に事業が完了しました。また、半谷・富田地区においても平成25年10月に工業団地造成事業が都市計画決定され、事業認可を受け、坂東市が主体となって事業に着手しました。

市街地開発事業

地区名	事業手法	事業種別	事業着手年月日	事業完了及び進捗率	総面積	計画		事業主体
						事業所数	就労人口	
幸神平地区	工業団地造成事業	工業系	H4.12.18	平成8年100%	85.2ha	16所	3,677人	茨城県
半谷・富田地区	工業団地造成事業	工業系	H25.12. 9	—	73.7ha	20所	3,285人	坂東市

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に半谷・富田地区における変更を追加（平成25年12月時点）

(3) 農地転用

本市の平成25年の都市計画区域における農地転用状況は、転用件数139件、転用面積10.2haです。転用用途の内訳は、住居系が最も多く92件、次いでその他が39件となっています。

平成21年から平成25年の5年間の推移を見ると、都市計画区域の転用件数は、平成21年から平成25年まで多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

平成25年の市街化区域における農地転用状況は、転用件数44件、転用面積2.1haです。転用用途の内訳は、住居系29件、その他12件と続きます。

一方、平成25年の市街化調整区域における農地転用状況は、転用件数95、転用面積8.1haです。転用用途の内訳は住居系63件、その他27件と続きます。このことから、市街化調整区域において多くの農地転用が行われているといえます。

農地転用の状況（市街化区域）

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農地面積	—	92.2	—	90.6	—	—	—	—	—	—
住居系	28	1.0	26	1.4	13	0.5	23	0.9	29	1.6
商業系	2	0.1	1	0.2	2	0.2	7	2.4	0	0.0
工業系	4	0.1	4	0.6	0	0.0	0	0.0	1	0.0
公共系	0	0.0	2	0.2	1	0.0	0	0.0	2	0.0
その他	10	0.5	11	0.5	9	0.3	21	1.6	12	0.5
小計	44	1.7	44	2.9	25	1.0	51	4.9	44	2.1

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

農地転用の状況（市街化調整区域）

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農地面積	—	6,266.2	—	6,348.4	—	—	—	—	—	—
住居系	58	2.7	83	4.0	68	2.4	62	2.3	63	2.8
商業系	4	1.4	3	1.6	1	0.1	0	0.0	2	0.3
工業系	18	3.8	17	1.6	0	0.0	9	0.8	3	0.4
公共系	0	0.0	4	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0
その他	10	0.4	8	0.7	28	3.6	36	3.2	27	4.6
小計	90	8.3	115	8.0	98	6.2	107	6.3	95	8.1

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

農地転用の状況（都市計画区域）

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農地面積	—	6,358.4	—	6,439.0	—	—	—	—	—	—
住居系	86	3.7	109	5.4	81	2.9	85	3.2	92	4.4
商業系	6	1.5	4	1.8	3	0.3	7	2.4	2	0.3
工業系	22	3.9	21	2.2	0	0.0	9	0.8	4	0.4
公共系	0	0	6	0.3	2	0.1	0	0.0	2	0.0
その他	20	0.9	19	1.2	37	3.9	57	4.6	39	5.1
小計	134	10.0	159	10.9	123	7.2	158	11.0	139	10.2

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

1-8 景観・歴史資源

(1) 景観・歴史資源

本市には、国指定文化財が1件、県指定文化財が18件、市指定文化財が58件あります。

県指定史跡の「國王神社本殿・拝殿」や「逆井城跡」などをはじめとして、多くの文化財や史跡が残されています。

文化財の状況（国・県指定）

名称	種別	所在地	指定区分
絹本著色聖徳太子絵伝	絵画	みむら	国
絹本著色来迎弥陀三尊像	絵画	岩井	県
絹本著色曼荼羅	絵画	生子	県
阿弥陀寺御文	書跡	長須	県
聖徳太子木像	彫刻	みむら	県
木造阿弥陀如来坐像	彫刻	辺田	県
木造大日如来坐像	彫刻	岩井	県
寄木造平将門の木像	彫刻	岩井	県
金剛力士像	彫刻	生子	県
香取神社本殿	建造物	沓掛	県
國王神社本殿	建造物	岩井	県
國王神社拝殿	建造物	岩井	県
護摩壇	工芸品	生子	県
礼盤	工芸品	生子	県
脇机	工芸品	生子	県
沓掛ノ大櫓	天然記念物	沓掛	県
逆井城跡	史跡	逆井	県
神田ばやし	無形民俗文化財	神田山	県
猿島ばやし	無形民俗文化財	生子八坂神社	県

資料：生涯学習課



國王神社



絹本著色聖徳太子絵伝

1-9 上位計画の整理

(1) 首都圏整備計画（国土交通省 平成18年9月告示）

1) 目標とする社会や生活の姿

- 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- 環境と共生する首都圏の実現
- 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

2) 目指すべき地域構造

- 特色ある都市機能が集積する拠点的な都市を中心に、業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、それぞれが首都圏内の他の拠点や、さらには首都圏外の拠点とも相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう「分散型ネットワーク構造」を目指す。

3) 地域整備の基本的考え方（坂東市を含む近郊地域）

- 東京中心部の近郊地域においては、東京中心部から環状方向に拠点的な都市が帯状に連坦しており、それらの都市を「環状拠点都市群」として育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京中心部との適切な機能分担を推進する。
- 東京都市圏北部・東部については放射状の交通体系に沿って拠点的な都市に集積が進みつつあるが、東京都市圏における業務等の機能分担を進めていく上で、環状方向の連携が課題となっている。今後は、広域連携拠点の育成を図り、諸機能の集積を高めるとともに、環状方向の連携を強化し、長期的には自立性の高い地域が連携した重層的な地域構造を目指し整備を進め、都市間の緑地保全等、自然環境との調和を図りつつ、東京都市圏西部から東部にいたる環状方向の拠点群の形成を図る。さらに、関東北部や関東東部地域との連携を進める。

4) 整備編における位置づけ （坂東市を含む近郊地域）

- 業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成を推進
- 都市空間の再編整備及び拠点的な都市の整備と郊外部の住宅団地の再生推進
- 環状方向の交通ネットワークの形成と拠点都市相互の連携強化による環状拠点都市群の育成
- 東京中心部へのアクセス改善による重層的な地域構造の形成
- 周辺地域や首都圏外の都市との連携・交流を深めることによる東京一極依存構造の是正
- 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークの形成推進



(3) 茨城県都市計画マスタープラン（茨城県 平成21年12月策定）

1) 基本理念と将来都市像

■ 次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」都市

- 誰もが輝き、誇りをもつことのできる都市
- 機能を分担し合い、安心して暮らせる都市
- 活力が未来へつながる都市

2) 将来都市構造の視点

■【集約と連携】～「コンパクトな都市」と「メリハリある地域」の連携～

- ①都市の集約化と活性化
 - 中核的な都市を中心とし、各々の都市の特性を活かした、高次都市機能の集積、経済や産業の活性化を進め、県の社会・経済を牽引する都市圏を形成します。
- ②地域の個性ある発展と相互連携の強化
 - 地域資源を活かした個性あるまちづくりを進めるとともに、隣接する都市や地域と連携し、都市機能を相互補完することで、魅力ある生活環境を創出します。
- ③連携と交流を支えるネットワークの構築
 - 都市間の連携や都市と地域の交流を促進するため、広域交通網をはじめとするネットワークを構築していきます。
- ④自然環境の保全と共生
 - 豊かな自然環境と調和のとれた景観を保全するとともに、これらと共生することにより、多様性のある生態系を確保し、魅力ある地域づくりに活かしていきます。

3) 将来都市構造（坂東市に係る部分のみ）

■ 生活拠点都市

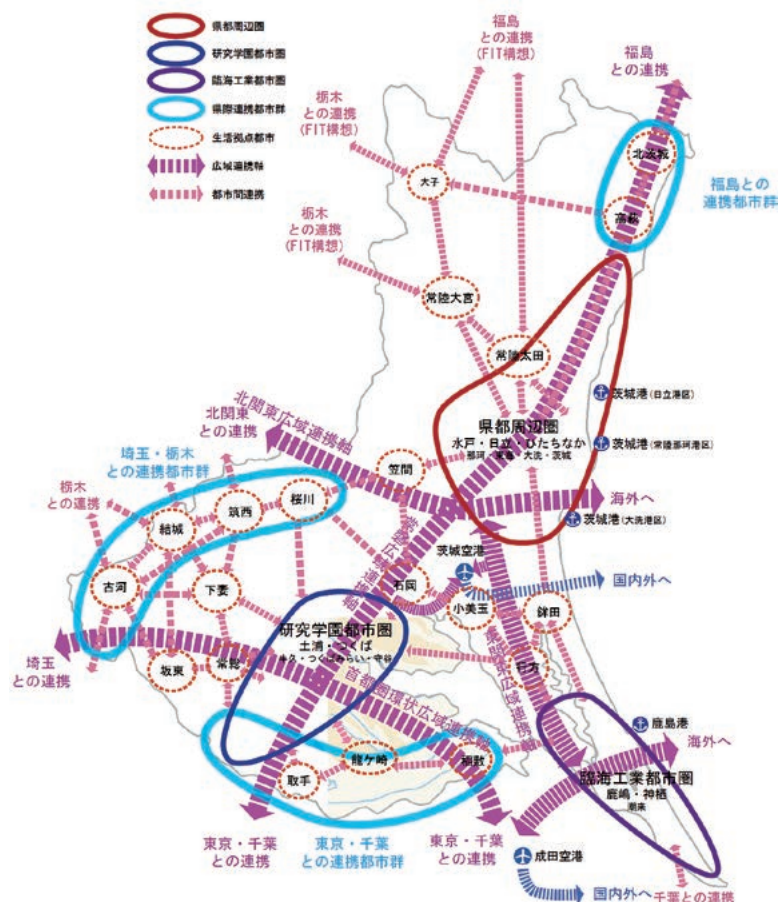
- 日常生活を営む上で必要となる都市機能を確保するとともに、近隣都市間での連携を強化することで都市機能の相互補完をします。

■ 首都圏環状広域連携軸

- 首都圏中央連絡自動車道を中心として、首都圏を環状に貫く軸で、本県では県南部や県西部と東京・千葉・埼玉方面を結ぶ横軸を形成します。

■ 河川軸

- 県土の南側に流れる利根川によって形成される軸で、鬼怒川や小貝川などに沿って枝軸が派生し、同じようにネットワークを形成していきます。



4) 県西ゾーンの基本方針と施策展開の方向

■ 活力ある産業拠点と日本を代表する大規模野菜産地の形成

- 首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道などの整備効果を活かした流通・業務拠点の形成や、伝統的な地場産業を主とした産業の振興・活性化を図るとともに、高品質な青果物の安定供給とブランド化を推進し日本を代表する大規模野菜産地の形成を目指します。

施策展開 の方向	・ 首都圏中央連絡自動車道 I C 周辺などにおける計画的な産業拠点の創出 ・ 北関東自動車道や筑西幹線道路などの整備効果やつくばとの近接性を活かした流通・業務拠点の整備促進 ・ 結城紬や石材加工などの地場産業の振興、活性化 ・ 日本を代表する大規模野菜産地の形成
-------------	---

■ 田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成

- 首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道、筑西幹線道路やつくばエクスプレスなどの交通体系の整備とあわせ、東京圏との近接性向上を活かし、田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成を目指します。

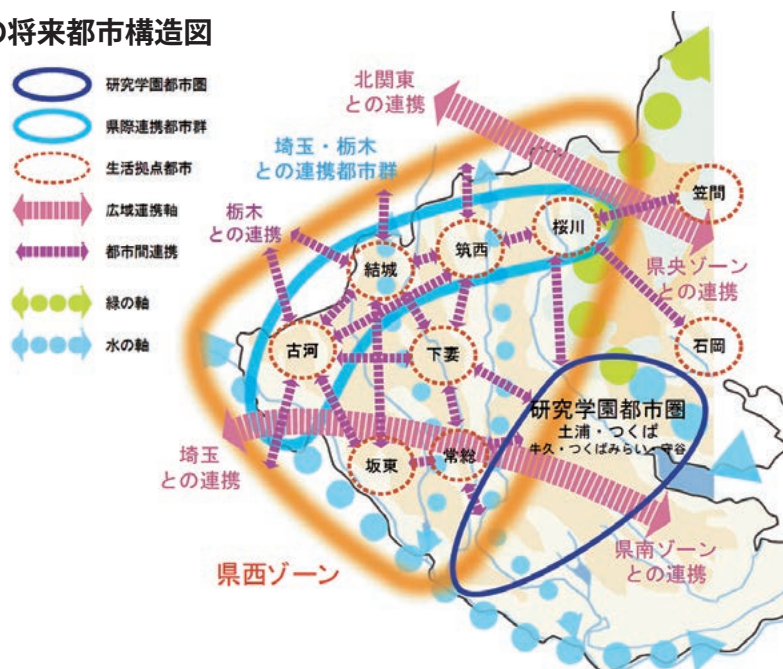
施策展開 の方向	・ 首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路、都市軸を形成する幹線道路の整備 ・ つくばエクスプレス周辺地域における交通体系の整備促進 ・ 筑西市や結城市における良好な居住環境などの整備促進 ・ 常総線沿線地域における計画的な市街地の形成 ・ 砂沼広域公園、県西総合公園における防災施設の整備など防災体制の充実
-------------	---

■ 自然、歴史・文化を活かした交流空間の形成

- 筑波山周辺の景観や、街並みなど歴史的資源、ロケ地など特色ある地域資源を活用し、首都圏の身近な交流空間の形成を目指します。

施策展開 の方向	・ 古河、結城、真壁の街並みなど歴史的資源を活かした地域づくりの促進 ・ 常総市などの映画やテレビのロケ地を活かした観光の促進 ・ 利根川や鬼怒川などの水辺空間を活かした交流拠点の形成 ・ 広域交通ネットワークの整備を踏まえた観光ネットワークの形成 ・ 筑波山周辺の景観や地域資源を活かした多様な主体の参画による美しい道路空間や魅力ある観光ネットワークの形成 ・ 平地林の保全と自然散策路の整備、森林体験活動の場としての活用促進
-------------	---

5) 県西ゾーンの将来都市構造図



(4) 茨城県都市計画マスタープラン—震災対策編—（茨城県 平成24年10月策定）

1

まちづくりの前提条件

1) 方針の柱となる基本的な考え方

視点1 震災に強くしなやかな県土づくり

■ 生命を守るための減災対策や機能強化

- 頻度が高い地震・津波による被害を防ぎ、巨大地震による震災から優先して生命を守るため、安全な避難行動や迅速な救急活動などを支える都市の減災対策や機能強化を図ります。

■ 都市機能を維持する代替性・補完性の確保

- 都市施設などが被災しても、震災による被害を極力軽減し、その機能を維持するため、多様な対策を組み合わせ、連携を図ることによって、代替性・補完性を確保します。

視点2 安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備

■ 震災時の生活維持を支えるコンパクトな都市づくりや地域防災力の向上

- 震災時のエネルギー不足やライフラインの寸断などによる県民への影響が極力生じないよう、社会資本整備に関わる民間事業者などとも連携し、震災時の生活維持と地域防災力の向上を図ります。

■ 防災性の向上による安全・安心の都市づくり

- 震災被害に対する備えとして市街地や都市施設の安全性を高めるため、予防的・計画的な震災対策に取り組み、防災性の向上を図ります。

視点3 新たな活力の創出と将来の発展に向けた交流・産業基盤の整備

■ 産業の振興や地域の活性化のための復旧・復興都市づくり

- 震災により失われた活力や経済損失を早期に取り戻すとともに、復旧にとどまらない復興をめざすため、産業の振興や地域の活性化に資する復旧・復興都市づくりを進めます。

2) 県西ゾーンの方針

■ 広域交通体系を活かした防災拠点へのアクセスや周辺都市との連携体制の強化

- 広域交通ネットワークを活かした地域間連携を強化する緊急輸送体系の構築
- 東京圏との近接性や首都直下地震への対応なども踏まえた広域的な相互応援体制の構築
- 県西総合公園などの防災拠点や救急医療施設へのアクセス確保

■ 田園空間と調和した都市機能の集積や市街地間の連携による安全・安心な生活圏の形成

- 都市機能の回復力を高める集約型都市構造の形成
- 効率的な災害対応を支える拠点都市間の相互連携強化
- 地盤・土砂災害などから暮らしを守る土木施設やライフラインの耐震性強化
- 防災拠点の機能を有する公園などの公共施設の防災機能の強化

■ 活力ある産業拠点の形成と、自然・歴史・文化を活かした交流空間づくり

- 地域経済・産業の継続的な活動や早期復旧を支える粘り強い産業基盤の整備
- 他地域とのアクセス性や優れた立地条件を活かした、防災性の高い産業拠点の形成による産業振興
- 東京圏への近接性や広域交通ネットワークを活用した交流人口の拡大
- 歴史的街並み、地場産業、地域資源などを活かした観光交流の促進や地域振興

(5) 岩井・境都市計画区域マスタープラン（茨城県 平成23年2月告示）

1) 都市づくりの基本理念

- 首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活かして、県内外の都市との連携を強化しながら、そのインターチェンジ周辺等に新たに複合的業務・研究開発・情報関連機能の導入を図る。これらにより、人口や産業の集積を高めていくとともに、豊かな緑や水辺などの自然、歴史を活かした魅力ある都市を目指す。

2) 地域ごとの市街地像

①岩井市街地地域

- 国道354号沿道を中心として、商業・業務機能の充実や地区計画制度を活用した景観整備を推進するとともに、市役所周辺において行政・文化機能の充実を図り、本区域の中心都市として魅力と活力ある市街地の形成を図る。
- その周囲には、平地林などの自然環境や社寺などの歴史的資源に調和した道路等の都市基盤施設の整備を図り、快適な居住環境の整備を推進する。
- 首都圏中央連絡自動車道インターチェンジへのアクセス道路や周辺の集落地を結ぶ道路の整備をはじめとする骨格的道路網の形成等、広域交通体系の整備を推進する。
- 既存工業地においては、周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮しつつ、道路等の基盤施設の充実や緑化の推進等により、生産環境の向上に努める。

②猿島市街地地域

- 県道結城坂東線、土浦境線沿道を中心として、平地林や緑地などの自然環境に配慮し、道路等の都市基盤施設の整備と合わせた居住環境の整備、都市的未利用地の活用、商業・サービス機能の充実を図り、緑豊かで快適な市街地の形成を図る。
- 既存工業地である杓掛工業団地においては、周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮し、道路等の基盤施設の充実や緑化の推進等により、生産環境の向上と企業誘致を図る。

③工業系市街地地域

- 坂東市の幸神平地区（つくばハイテクパークいわい）等については、周辺の自然環境との調和に配慮し、道路等の基盤施設の充実や公園等オープンスペースの確保、街路や敷地内の緑化の推進等により、良好な生産環境の形成・維持に努める。

3) 区域区分の方針

①おおむねの人口

区 分 \ 年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	93.9 千人	おおむね 90.5 千人
市街化区域内人口	25.5 千人	おおむね 25.0 千人

②産業の規模

区 分 \ 年 次		平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
生産規模	工業出荷額	4,200 億円	5,439 億円
	卸小売販売額	1,330 億円	1,889 億円
就業構造	第 1 次 産 業	5.7 千人 (11.6%)	4.6 千人 (9.1%)
	第 2 次 産 業	19.7 千人 (40.1%)	22.9 千人 (45.5%)
	第 3 次 産 業	23.8 千人 (48.5%)	22.8 千人 (45.3%)

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
市 街 化 区 域 面 積	1,204 ha	おおむね 1,220 ha

4) 主要な都市計画の決定の方針（土地利用：主要用途の配置の方針）

①商業・業務地

- 岩井市街地地域の辺田・本町線沿道は、幹線道路に面した利便性を活かし、店舗や事務所、市役所などの公共公益施設等が集積するにぎわいと活力のある都市拠点の形成を図る。
- 猿島市街地地域の沓掛地区等は、地域を対象とした商業・業務機能の整備・充実を図る。

②工業地

- つくばハイテクパークいわいと沓掛工業団地は、良好な生産環境の維持に努めるとともに、今後とも企業誘致に努める。
- 辺田地区と上出島地区に既存の工場等による工場地を配置するほか、首都圏中央連絡自動車道の I C 周辺については、複合的な産業機能の導入を図る。

③住宅地

- 辺田地区は、地区計画等により魅力的な住宅地の形成を図る。



(6) 坂東市総合計画（坂東市 平成19年3月策定）

1) まちづくりの基本理念と将来像

～発展・活力～「広域交通体系の整備効果や地域資源を生かしたまちづくり」

- 首都50km圏・茨城県の南西部にあって、広域交通体系の整備や、利根川に育まれてきた豊かな自然、そこに暮らしを営む市民の技術・知恵を生かして、都市の自立・発展を支える産業の活力や都市機能の魅力に満ちたまちをつくります。

～安全・安心～「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」

- 少子高齢化が更に進む中、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心して暮らすことのできるまちをつくります。

～協働・共生～「人と人が協働し、人と自然が共生するまちづくり」

- 市民と行政が共に手を取り合い、人と人との交流を大切にするまち、そして、自然を守り、人と自然が共生するまちをつくります。

2) 土地利用の方向

■都市ゾーン

- 都市ゾーンは、現在の市街化区域を位置づけ、都市的土地利用を高め、賑わいのある中心商業拠点の育成や上下水道・街路・公園など生活基盤の整った快適な市街地の形成を目指します。

■産業ゾーン

- 産業ゾーンは、「つくばハイテクパークいわい」など既存の工業団地や工業集積地区とその周辺及び首都圏中央連絡自動車道I C周辺地区とします。このゾーンは、首都圏に近接する地理的条件や首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活用しながら、生産・流通系、レクリエーション系等の様々な産業を導入する産業拠点として、本市における産業活性化を推進していきます。

■集落ゾーン

- 集落ゾーンは、農業集落の生活基盤整備を図りながら秩序ある住環境の整備を促進する区域とします。都市計画法による区域指定の指定地域においては、都市ゾーンにおける居住機能を一部補完する区域として位置づけます。

■農業環境ゾーン

- 農業環境ゾーンは、全国有数の農業生産高を誇る優良農地の集積がみられる区域として位置づけます。畑作農地の更なる高度化を促進すると共に、遊休農地の活用や猿島台地上に点在する平地林の保全に努めます。
- 農業大学校、農業改良普及センターや関連研究機関等とタイアップした高付加価値型農業の展開や流通加工施設の配置、観光型農業・銘柄野菜のブランド化を促進し、生鮮野菜供給基地として新たな展開を目指します。

■水田ゾーン

- 水田ゾーンは、稲作の生産拠点及び保水・遊水機能や生態系保全といった環境保全機能を有する貴重な緑の空間として保全・活用します。

3) 拠点・ネットワークの形成方針

■都市コミュニティ拠点

- 都市的コミュニティの中心拠点となる岩井、沓掛の2地区です。
- 中心市街地活性化方策を重点的に実施しながら、様々な都市機能が集積し、多くの市民が利用しやすい市街地の形成を目指します。
- 既存主要地方道結城坂東線を都市内交流軸と位置づけ、都市コミュニティ拠点を有機的につなぎます。

■産業拠点

- つくばハイテクパークいわいなど既存の工業団地、工業集積地や首都圏中央連絡自動車道I C周辺地区は、生産・流通系の優良企業を誘致し、「産業拠点」として位置づけ、あわせて国道354号バイパス及び結城坂東線バイパス沿線にクラスター型の産業施設用地を整備します。

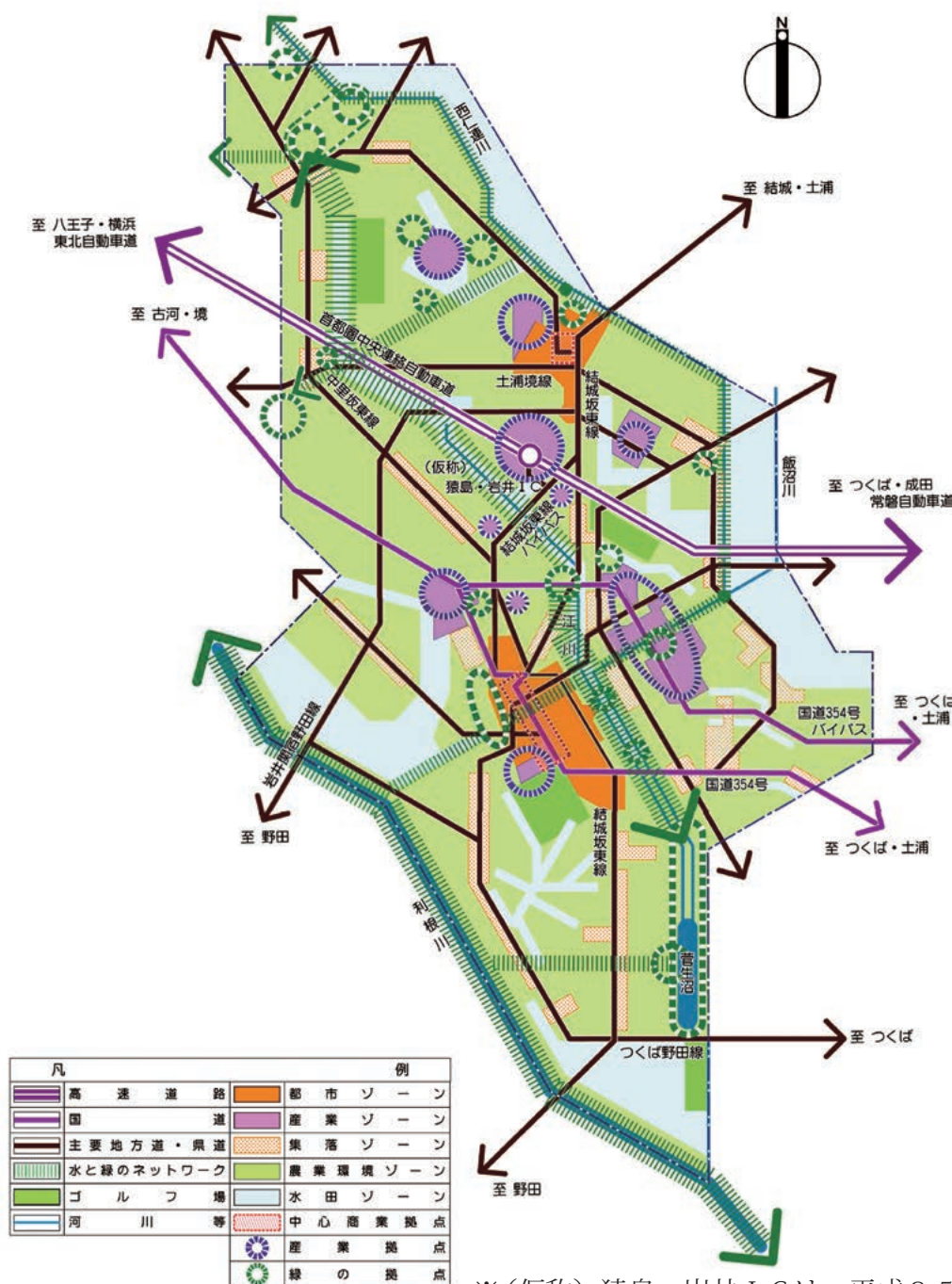
■緑の拠点

- 茨城県自然博物館、八坂公園、逆井城跡公園、前山公園、菅生沼周辺などを「緑の拠点」と位置づけ、緑の拠点をつなぐ親水空間や樹林地の整備・保全などにより、歩行者・自転車などが快適に安心して移動できる「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

■交流ネットワーク

- 活力ある都市活動を支え、人・もの・情報の活発な交流を促す、周辺都市と本市を東西・南北につなぐ骨格としての広域都市軸、都市コミュニティ拠点をつなぐ都市内交流軸、近隣都市との連絡や市内の生活を支える地域幹線といった体系的なネットワーク化を図ります。

■土地利用構想図



※(仮称)猿島・岩井ICは、平成25年12月に「坂東IC」に決定されました

